

様式第20号の2（第18条の2関係）

さいたま市中央区選挙管理委員会告示第13号

公職選挙法第48条の2第6項において読み替えて準用する同法第40条第1項ただし書の規定により、令和7年5月25日執行のさいたま市長選挙における期日前投票所を開く（閉じる）時刻を次のとおり繰り下げる（繰り上げる）。

令和7年5月11日

さいたま市中央区選挙管理委員会委員長 霜田 雅弘

場所	期日前投票所を開く時間	期日前投票所を閉じる時間
西与野コミュニティホール	午前10時	午後6時
イオンモール与野	午前11時	午後7時

